

○内閣府告示第百二十六号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月七日

一 皇居

対象施設の区域	東京都千代田区	千代田（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	千代田、一番町一番地から五番地まで、七番地、九番地、十一番地、二十三番地、二十五番地、二十七番地、二十九番地及び三十一番地、霞が関一丁目一番、霞が関二丁目一番、北の丸公園、皇居外苑、麹町一丁目、三番町一番地から三番地まで及び五番地、隼町、永田町一丁目一番及び八番、一ツ橋一丁目、大

内閣総理大臣 安倍 晋三

備考

「次の図面」は省略し、その図面を宮内庁に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の区域及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 御所であつて東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

対象施設の区域	対象施設に係る対
東京都港区	東京都港区
元赤坂一丁目、元赤坂二丁目、赤坂四丁目、赤坂七丁目一番か	元赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

ら五番まで、赤坂八丁目一番から六番まで、北青山一丁目、南青山一丁目一番から十番まで並びに南青山二丁目一番から七番まで

まで

東京都新宿区	霞ヶ丘町二番及び十四番、南元町四番地から二十九番地まで並びに若葉一丁目二十一番地から一十四番地まで
東京都千代田区	紀尾井町四番

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を宮内庁に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接

する公有水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の区域及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。